

年 度	平成31年度	文書番号	教高 第2645号
受 領 日		起 案	高等学校課
起 案 日	令和 元年 8月 29日		高等学校/生徒指導グループ
決 裁 日	令和 元年 9月 10日		主査 多幡 浩乙
施 行 日	令和 元年 9月 10日		(電話番号: )
処理期限	令和 年 月 日	公 印	公印不要
分類記号	S-00-00	校 合	
簿冊番号	91-1	保存期間	長期(35年)
簿冊名	訴訟関係		
公 開 用 簿冊件名	訴訟関係		
保存満了日	令和 37年 5月 31日		
文書題名	要請文書 ( ) 氏) への回答について		
公 開 用 文書題名	要請文書への回答について		
決 裁 関 与 者	倉橋 秀和 [教総務/広報・議事グループ] [課長補佐]		
	岡田 浩彰 [教総務/広報・議事グループ] [主査]		
	轟田 枝理子 [教総務/広報・議事グループ] [主査]		
	村田 純子 [教育振興室] [室長]		
	大久保 宣明 [高等学校課] [課長]		
	笠井 博 [高等学校/生徒指導グループ] [課長補佐]		
関 係 者	吉田 怜依 [教総務/広報・議事グループ] [一般職員等]		
	中島 彩子 [高等学校課] [参事]		
	東尾 茂宏 [高等学校/生徒指導グループ] [一般職員等]		

標記の件について、別紙（案）のとおり■■■■氏あて回答することとしてよろしいか。

伺い文

添付文書情報

添付文書名

種別

回答文.docx

電子

別紙.docx

電子

施行先

施行方法

郵送

備考

様

大阪府教育庁教育振興室  
高等学校課長

「生徒が自殺した場合の実態調査」の実施指導の要請について（回答）

令和元年 8 月 7 日付けで、大阪府知事あてに送付されました文書につきまして、下記のとおり回答させていただきます。

記

1. 文部科学省から平成 26 年 7 月 1 日付けで通知された「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」による背景調査（以下、「背景調査」）の実施について

改めての調査は実施いたしません。

【理由】

学校は、本件に係る事実把握のため、平成 27 年 5 月、関係教員への調査や関係生徒に対するアンケートを実施するとともに、同年 6 月及び 11 月には、全校生徒を対象として、体罰やいじめ等の有無を問うアンケート「安全で安心な学校生活を過ごすために」を実施いたしました。加えて、同年 12 月にはご遺族が用意された調査にも対応させていただいたところです。

これらの調査等（別紙をご参照ください。）の結果から得られた情報については、ご遺族の求めに応じて、学校は同年 5 月 18 日をはじめとする都合 5 回の面談の折に説明させていただきました。

また、府教育委員会としましても、ご遺族から頂いたご質問等については、同年 8 月 28 日付けの文書等により回答させていただいたところです。

上記のとおり、本件事案の背景にあると考えられる当日の当該生徒への指導等の詳細を知りたいとのご遺族の要望を踏まえ、本府は、その点について調査を行うなど必要な対応を行ってまいりました。

なお、訴訟においても、裁判所に提出した書面や証拠による説明のほか、関係教員が法廷において証言を行うなどの手続きを通して、事実が明らかになっているものと理解しています。

従いまして、「背景調査」としての調査は実施しておりませんが、内容としては、それに相当する調査を実施したものと認識しています。

2. 付記事項

今回の要請は、大阪府知事あてになされていますが、教育委員会は「地方自治法」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」等により定められる行政委員会であり、大阪府では教育庁がその事務をつかさどっていることから、担当課よりの回答とさせていただきます。

(担当者)  
高等学校課  
生徒指導グループ 笠井、多幡  
電話：06-6941-0351（内線 3432）

事案当日以降に行った調査等について

(1) 平成 27 年 5 月 16 日 関係教員に対する調査

⇒ 校長の指示により、関係教員が事案当日の状況に係る記録を作成

(2) 同年 5 月 18 日 関係生徒に対するアンケート

⇒ 学校は事案当日の授業に出席していた生徒に対して、トラブルの状況について確認

(3) 同年 6 月 26 日及び 11 月 27 日 生徒アンケート「安全で安心な学校生活を過ごすために」

⇒ 学校は全校生徒を対象に「体罰、いじめ、セクシャル・ハラスメント等の状況」について照会

(1 回目、2 回目とも、当該生徒に関する回答なし)

(4) 同年 12 月 18 日及び 12 月 24 日 ご遺族のご要望による関係教員 5 名に対する調査

⇒ ご遺族が用意された記入用紙について、両日ともに求められた関係教員全員が回答。